

令和 8 年第 2 回 定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 小 倉 尚 裕

副委員長 澁 谷 洋 子

1 開催日時 令和8年6月12日（金曜日）午前10時28分～午前11時12分

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第104号 青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 請願第6号 フリースクール等利用料補助制度の創設を求める請願
- (3) 請願第8号 物価高騰やホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（その1）

4 報告事項

- (1) 青森市立青嶺のぞみ中学校の校章デザイン案の募集について

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	柿崎孝治
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	相馬純子	委員	藤田誠
委員	工藤夕介	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤裕司	市民部次長	竹内巧
市民部長	齋藤賢剛	経済部次長	横山明典
経済部長	横内信満	農林水産部次長	坂本康人
経済部理事	工藤拓実	教育委員会事務局教育次長	後藤孝範
農林水産部長	大久保文人	教育委員会事務局教育次長	小山信哉
教育委員会事務局教育部長	泉宏明	経済政策課長	千葉皆工
教育委員会事務局理事	角田毅	教育委員会事務局総務課長	嘉瀬慎一
農業委員会事務局長	船橋正明	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	花田昌	議事調査課主任	杉浦晃平
---------	-----	---------	------

○小倉尚裕委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において、本委員会に付託されました議案１件及び請願２件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第104号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第104号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料１を御覧ください。

初めに、「１ 改正理由」についてでありますけれども、国では、地域再生法に基づき、地方における雇用の創出を目的に、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しており、各都道府県から認定を受けた企業に対する施設の新設または増設に関する課税の特例などのほか、地方公共団体が認定事業者に課すべき地方税を課税免除または不均一課税した場合、その減収額を地方交付税で補填することとされております。

これを踏まえ、市では、平成28年に青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設などを行う事業者に対し、３か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じているところでありますけれども、今般、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことから、本条例についても同様の改正を行うものであります。

次に、「２ 改正概要」についてでありますけれども、初めに、期間は、国の省令改正と同じく、適用期限を令和10年３月31日まで２年間延長しようとするものであります。続きまして、対象は、これまでと取扱いは同じでありますけれども、こちらも国の省令改正に倣い、同じ内容を条例にも記述し、対象資産の範囲を明確化するものであります。

次に、「３ 施行期日」についてです。改正条例は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用となります。

資料２を御覧ください。

資料２は条例改正案の新旧対照表でありますけれども、内容につきましては、ただいま御説明いたしました改正内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

以上、議案第104号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○小倉尚裕委員長 それでは、これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号「フリースクール等利用料補助制度の創設を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 請願第6号「フリースクール等利用料補助制度の創設を求める請願」につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第6号につきましては、フリースクール等利用料補助制度の創設を求めている内容であります。

お手元に配付しております説明資料を御覧ください。

「1 フリースクールについて」であります。フリースクールとは、不登校児童・生徒を受け入れ、個別の学習、教育的相談やカウンセリング、各種体験活動等を行っている団体や組織であり、教育委員会で把握している本市のフリースクールは3団体で、約10名が利用している状況であります。なお、そのうち、8名につきましては、本市の児童・生徒となっております。

次に、「2 教育委員会の不登校児童生徒への支援」につきましては、本市では、不登校児童・生徒を対象とした無償の居場所づくりとしまして、①学校に登校できない児童・生徒のために、学校以外の居場所として、フリースクールと同様の役割を果たすフレンドリールーム「あおもり」を設置しております。②自分の学校に登校できない児童・生徒のために、自校以外の居場所として、不登校等特認校を設置しており、40名が転入学しております。③自分の学級に入れない児童・生徒のために、学級以外の居場所として、全ての小・中学校に校内教育支援センターを設置しております。④夜間中学として、青嶺のぞみ中学校を令和9年4月に開校予定としております。さらには、⑤体験活動による居場所づくりとしまして、美術館鑑賞体験「あおもり犬に会いに行こう」や給食体験会、修学旅行「ゆるたび」、ラーケーション等の取組を行ってきたところであります。

また、保護者の負担軽減に向けて、①としまして、保護者面談による個別のプログラム作成、関係機関の紹介、②としまして、教育相談会を年4回から6回開催、③としまして、教育支援委員会、教育相談室、電話相談による相談の受付、④としまして、保護者会「みちくさの会」を組織、⑤といたしまして、あおもりし

COCOLOプランの作成・周知、チラシの作成・配付、⑥としまして、不登校に関わる支援等の情報を一元化した青森市不登校対策ポータルサイトCOCOLOページの作成・配信等の取組を行ってきたところであります。

次に、「3 本市のこれまでの不登校対策の成果」につきましては、令和5年度の最大611名から、令和6年度が528名、令和7年度が478名と2年連続減少しており、グラフ1に示してありますように、1000人当たりの不登校児童・生徒数は、全国が増加傾向にある中、本市は、令和6年度以降、減少の傾向が見られております。また、グラフ2に示してありますように、指導の結果、登校できるようになった児童・生徒の割合につきましても、令和4年度から4年連続で約7割の復帰率となっております。

次に、2ページの「4 フリースクール等利用料補助制度の創設についての教育委員会の考え」につきましては、(1)としまして、教育委員会が把握している本市のフリースクールは3団体、利用者は約10名となっており、本市の不登校児童・生徒数478名に対して、請願第6号の補助制度を構築する上で十分な受け皿とは思われないこと、(2)といたしまして、1ページの2でお示した、教育委員会による無償の居場所は合計70施設となっており、フリースクール同様の施設フレンドリールーム「あおいもり」も例年40名程度が利用していること、校内教育支援センター利用者は512名となっており、不登校児童・生徒の多くが利用していること、転校すれば登校できる児童・生徒のための不登校等特認校にも40名転校していることなど、他都市と異なる施策等により、全国的に増加傾向にある小・中学校不登校児童・生徒が2年連続減少、指導の結果、登校できるようになった児童・生徒の割合が4年連続7割となるほか、今後も減少が見込まれること、(3)としまして、学校や教育委員会による不登校対策は無償であり、保護者の負担軽減に資するとともに、個別のプログラムによって関係機関や通常学級につなぐなど早期回復にも効果があること、また、今後のさらなる対策の充実を図るため、今年度、不登校対策のポータルサイトを開設したことにより、保護者への周知のさらなる充実を図っていること、(4)としまして、教育委員会では、給食費全額公費負担、修学旅行補助、就学援助、教育DX、部活動支援などの保護者負担軽減を図る中で、現在、学校施設の老朽化に伴う施設・設備の修繕や旧棟方志功記念館への対応、発達障害など多様化する児童・生徒への対応、部活動の地域展開への対応のほか、熊対策や豪雪対策等への課題を抱えていること、(5)としまして、これらを総合的に勘案し、これまで市議会定例会におきまして複数の議員に御答弁申し上げてきましたとおり、現時点では本請願に基づく助成制度の実施は困難と考えており、引き続き、国や他都市の状況を注視する考えであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 様々、市教育委員会で取組を行って、不登校の子どもの居場所が

できて、減少しているという実態については、取組に敬意を申し上げるとともに、大変すばらしいことだなあというふうに思っています。思っていますけれども、実際フリースクールを利用しているのは8名ですか、現在も利用している児童・生徒がいます。フリースクールにはやっぱり通うための費用がかかると。

給食の無償化とか、修学旅行費の補助とか、様々な公的支援がなされている中で、これらの学校に行けない子どもたちは、公的支援の恩恵にあずかれないという現状があります。給食の担当の方から、年間の給食費を教えてもらったんですけども、小学校では、令和7年度、年間の給食費が6万6376円、中学校は7万8778円です。この恩恵にあずかれないわけです、学校に行けない子は。修学旅行は、小学校3万5000円、中学校は6万6000円です。

これ、例えばですけども、小学校6年間、ずっと学校に行けなかったとすると、修学旅行も加えて43万3256円、中学校では30万2334円、公的援助を受けられないわけです。

学校に行けない、なかなか、この市教委のいろんな施策にも乗れないっていうお子さんがいて、例えばフリースクールだと行けるとなる。ただ、お金がかかるという場合に、この公的援助をそちらのほうにスライドして支援する形にできないものなのかなというのは、いつも思っていることなんです。支援の成果で、いろんな支援策を設けて、全国に比べて減少していますよ。これ、いろんな施策もこれからやりますよ。教育委員会の支援じゃないところでの経済的な援助もあれば、違う場所で——フリースクールで学びを深められる子どもたちも、人数は少ないけれども、いるという現状に手を差し伸べるということも大きな一歩になるんじゃないかなっていうふうに思うんですが、いかがですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 今、フリースクールに行っている子どもたちに手を差し伸べるということで、本市では今8名の子どもたちが、実際、フリースクールを利用していることは承知しております。ただ、その子どもたちと学校の関係はどうなっているかといいますと、学校と関係を持って個別のプログラムを活用して、校内教育支援センターも利用しながらという、様々な教育相談会であるとか、体験活動にも参加しているっていう状況にあるので、我々としては、できるだけ学校のほうに少しずつ少しずつというような形で手を差し伸べている状況でありまして、フリースクールへの支援のことについて、全国的には確かにそういう動きをしているところもありますけれども、現段階においては、先ほど御説明させていただいたとおり、他都市の状況を注視しながら進めていきたいと考えてございました。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 今の御発言の中に、学校のほうに近づける、学校のほうに引き寄せるという発言がありましたけど、学校に戻ることがイコール不登校の解決というわけじゃないと思うんですよ。

もちろん学校の支援に乗って学校に復帰しようって思うお子さんもいるかもしれないですけども、フリースクールのほうが自分には合っている、フリースクールで学びを深めたいという選択をするお子さんもいる。そのお子さんには公的援助である給食費、修学旅行費等、その恩恵が来ない、保護者にも来ないですよね。なので、それをちょっとスライドして、フリースクールに通うための支援として予算を回せないものなのかなと思うんですよ。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 不登校児童・生徒の恩恵を受けていないというようなお話をされていますが、不登校の子どもたちの給食というのが——我々としては、不登校の子どもたちが——学校だけがというふうにおっしゃいますけれども、学校の復帰を見据えて、いつでも登校して、給食ありますよということで、こちらは保護者と連携して、給食を準備して止めていないわけですよね。不登校の子どもたちが、30日で不登校とカウントされますので、例えば40日欠席している子どもが、残りの170日は出席しているわけですよ。そういう全部休んでいるわけではないという現状を考えると、こちらでは給食をいつでも準備しているという部分では、そういう点では、保護者の安心感というのものもあるのかなというのを考えると、お金云々だけではないですけども、恩恵という意味では捉えております。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 こう言われるとこう言うみたいなんですけれども、ただ給食全部止めている子も中にはいますよね。様々な子がいるわけで、大きくくりの中の不登校の支援の一つとして、こういうふうな経済的な援助もありますよというのは、子どもや保護者にとっての大きな救いになるんじゃないかなって思うので、教育委員会がおっしゃる様々なことも理解できますけれども、援助があれば一歩踏み出せる保護者やお子さんもあるんじゃないかなという思いも受け取っていたいて、御検討願いたいなというふうに思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 今あるフリースクール3団体の月額利用料を教えてください。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 我々のポータルサイトに全て、ホームページに飛ぶ形にはなっているんですけども、正確な値というと、大体月額2万円から3万円ぐらいというふうに把握しておりました。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。月額2万円から3万円ということです。今回、この請願は利用料の一部助成を制度を創設してほしいということですので、ぜひ、全額でなくても一部利用料なので、このフリースクールを利用している8人に利用料の助成を実施してほしいなと思うし、市がやっていると不登校対策だけじゃな

くって、そこに行っている子もいるし、それがその子に合っている支援でもあるので、やっぱり、この高校生の子が出してきた、このフリースクールの利用料助成を求める請願をぜひ受けていただいて、利用料の一部負担を実施してほしいなというふうに思います。

今回、この請願を出した高校生の子は、自分も教育費の負担のことで大変な思いもしたし、自分の友達もやっぱり保護者の所得によって経済的負担がかかって、自分の友達も教科書すら参考書すら買えない友達もいたと、そういう友達への思いもはせて青森市でも実施してほしいというようなことを思い立ったということを話してくれました。

ぜひ、この高校生の思いを受け止めて、フリースクールへの助成、実施すべきだと、採択すべきだという意見を述べたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 こういう話をすれば、たたかれるかも知れないけれども、フリースクール自体は私は否定しないんだけど、いわゆる、これを請願された方はフリースクールを運営している方で運営するのに困っていて出しているの——高校生ですよ、その意図が、僕にはちょっと理解できないんだけど、今こうして、私が障害者についてやったときには、こういう居場所ってなかった。物すごい増えてきて、いろんな意味で選択が増えているなど。

フリースクールとか、例えば生活介護とか、自分の好きなようにやりたいときは、自分たちがつくる。これ、障害児とちょっと違うかもしれないけれども。そういう意味では、人と同じことをしたくないといって、こういう団体をつくるっていうのはよくある。合っているの。

何か、このフリースクールをつくる団体の人たちの趣旨が分からないんだけど、この利用者8名は固定しているのか。よくあるのは、例えば1に行って、2に行って、3に行って、しょっちゅう、同じところに居れない子がいて、しょっちゅう渡り歩いて一回り、半年すればまた元に戻るっていうパターンもあるので、これは8人というのは、在籍率というのは長いのか。そこは確認しているのか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 数年続けている子も中にはいらっしゃって、新規で今年からっていう子もいるようでありました。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 そういう意味では、居場所でどうしてもそこでなければ行き場所がないというふうな意味では、フリースクールって出されると反対しにくいだよ、本当は。だけれども、それ言ったら、いろんな面で、いろんなことをやって、ここの中から、人の居る場所に子どもを連れて行って、人の中で生活させないと、一生1人だけになってしまう。障害の場合は、いわゆる自分の子どもだけに、こういうサー

クルをつくって、生活介護の場をつくって団体を立ち上げる。そこに、仲間——仲良しクラブみたいなもので、うちの子も行ったことあるんだけど、結局やっぱり公的なところがちゃんと教育指導をやってくれるので、そっちのほうがいいってことで、やっぱりちゃんと専門家がいるところに入りたいなと思っている。

そういう意味では、今回、フリースクールの請願を出してきた高校生が、実際フリースクールを運営している団体でないということは、ちょっと引がかかるところがあるんだけど、物すごい何ていうか、反対しにくいけれども、そこまでする必要があるのかなという部分と、私は揺れ動いています。そういう意味では、どうしたらいいか、今のところは分からないわけけれども、ある意味、相馬委員も言っていましたけれども、昔から比べれば、これだけそんなプログラムがあって、僕らの頃は東青の教育センター、そこしかなくて、行きどころがないっていう、相談するところを探して歩いたという時代がありますので、そういう意味では、引き続きフリースクールがなくなるように、フリースクールを立ち上げなくてもよくなるような不登校児童の対応していただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。澁谷委員。

○澁谷洋子委員 確かに、教育委員会で行っている多様な学びの支援策というのは、青森市は豊富に選べるようにはなってきたかもしれないんですけど、今回この請願者である高校生の子が、どうしてもフリースクールを青森市に、あるところを利用しながらつくりながら、1人でも多くの人が学べる場所をもっと幅広く考えてもらいたいという思いでこの請願を持ってきたと思うんです。

確かに今、財源的にも教育委員会では、これ以上の負担というのはなかなか難しい現状もあると思うので、藤田委員も相馬委員も村川委員もおっしゃったことを考えると、私は、この請願に対しては、今回は継続審査で、もう少し保護者が負担を強いられている部分と、子どもたちが多様な学びをできるような場所を提供できる機会を議論していければいいなと思うことで、今回は継続審査を求めているなというふうに考えています。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 継続審査にしたからといって、何か市の方針は変わるんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 先ほどもお話し申し上げた——現時点での考え方をお話しさせていただいたので、今後の継続審査で変わる変わらないというあたりについては、今の段階では何も申し上げられない状況であります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私は、今、いたずらに継続審査にしても、市の方針というのはあまり変わる方向性も見えてこないし、今の段階で採択して、それで検討していた

だくと、教育委員会に検討していただくというほうが、よっぽど前向きだと思うので、採択すべきだと思います。

以上です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第6号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、請願第6号は閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、請願第8号「物価高騰やホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（その1）」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 請願第8号「物価高騰やホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（その1）」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第8号につきましては、政府に対し、コロナ禍に実施された持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金のような支援策の実現や自治体が行う支援策への財政措置を行うよう要請することという内容であります。

現在、物価が高騰する中、中東地域において米国及びイスラエルとイランとの衝突を契機に地域情勢が緊迫化し、本年2月末以降、我が国が9割以上を依存する中東地域からの安定した原油調達が困難な状況となっております。

このような中、国では、備蓄石油の放出や、米国など中東地域以外からの調達量の拡大等、原油の必要量の確保に取り組んできたほか、事業所や家庭向けにガソリン等の燃料油価格の高騰を抑制するための支援を行っております。去る5月26日には、冷房需要が高まる本年7月から9月にかけて、原油価格の上昇が反映されると見込まれる電気料金等の負担を低減するための支援についても、閣議決定されております。さらには、ナフサ由来の石油製品等につきましては、年度を越えて供給継続が可能であるが、流通過程において目詰まりが発生しているとし、現在、業界団体とも連携しながら、その解消が進められております。また、休業を余儀なくされ

た事業者の方々が、円滑に雇用調整助成金を活用できるよう、プッシュ型で情報提供を進めるなど、中東情勢の緊迫化に対する対策が講じられております。

次に、物価高騰対策といたしまして、昨年末、国では、エネルギー価格等の物価高騰を受け、地方自治体が地域の実態に応じた対策を行うための財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を含む補正予算を編成し、本市におきましては、昨年度、当該交付金を活用し、市内の農林水産業等の個人事業主を含む中小企業者等に対して、法人10万円、個人事業主5万円を支給する賃上げ・物価高騰対策応援事業を約7億7000万円規模で実施し、5月下旬には事業者等へ交付を完了したところであります。

なお、去る5月14日には、西市長が会長を務める東北市長会総会におきまして、中東情勢の緊迫化を受け、燃料油価格を抑制するための補助の継続・強化のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地方自治体に対する必要な財政措置を継続的に実施することなどを決議し、6月9日には国に要望しました。

このように、国におきましては、物価高騰や中東情勢の緊迫化を踏まえ、現在まで課題に対応した支援策が講じられてきたところであり、また、地方に対する財政措置につきましても、既に東北市長会等を通じて国への要望を行ってきたところがあります。このような経過等を踏まえまして、市としては、改めて単独で、国に対し要請することは考えておりません。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第8号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小倉尚裕委員長 起立多数であります。

よって、請願第8号は採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

○小倉尚裕委員長 次に、報告事項に入ります。

「青森市立青嶺のぞみ中学校の校章デザイン案の募集について」報告を求めます。
教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「青森市立青嶺のぞみ中学校の校章デザイン

案の募集について」御説明いたします。

令和9年4月の開校に向け準備を進めております青森市の公立夜間中学につきまして、このたび、校章についても、デザイン案の公募を行うことといたしました。

資料を御覧ください。

「1 校章決定の観点」につきましては、青森市公立夜間中学基本方針に定める目指す学校像や、校名を踏まえた、学校として長く親しまれるデザインであることといたします。

「2 応募期間」につきましては、令和8年7月1日水曜日から31日金曜日までの1か月間といたします。

「3 応募資格」につきましては、青森市内に在住、または、市内の学校・事業所等に在学・在勤の個人の方といたします。

「4 応募方法」につきましては、メール、郵送、担当課である教育委員会事務局総務課窓口への持参によるものとし、応募用紙を市有施設27か所に設置するほか、市のホームページ、広報あおもり7月号へ掲載することとしております。

次のページを御覧ください。

「5 記載内容」につきましては、①校章デザイン案、②校章デザイン案に込めた思いや考えなど、③応募者の氏名、住所、連絡先といたします。

「6 校章の決定方法」につきましては、応募された案から教育委員会事務局が3点程度に選定し、教育委員会定例会において決定することとしております。

「7 校章デザイン案の著作権」につきましては、応募された校章デザイン案の著作権、知的財産権及びその他一切の権利が、青森市教育委員会に帰属することとしております。

「8 結果の公表」につきましては、青森市のホームページにより周知いたします。決定した校章デザイン案を応募された方への謝礼等はないことといたします。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 来なかったらどうするんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 来ないことは想定しておりません。校名もある程度応募が——100件くらいありましたので、来るものと考えております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 よくパブコメでゼロとかというのがあるので、どうかなと思ったんです。ちょっと夜間中学に関して、全国的な夜間中学を見ると、大体6割が外国人だそうです。その対応とか対策、外国語教員だとか、その辺は十分に考えているのかなというのをちょっと思っているんですけども。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** これから説明会等がありますし、アンケートも実施しておりますので、その中で、言語とかも聞くことにしていましたので、書ける言語とかですね、その辺、その後、外国の指導員も弘大のほうとも連携したりして、県の制度活用しながらやることを考えております。

○**小倉尚裕委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** 今の県の制度について、ちょっと教えてもらっていいですか。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** 弘大の派遣を県が受けて、県が市のほうに教員を派遣する制度になっています。

○**小倉尚裕委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** 弘大の先生ということですか。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** 既に小・中学校に入っている外国人の指導、個別に支援する方は、そういう制度で来ていますので、夜間中学にも同じ制度が適用できるかなと思っておりました。

○**小倉尚裕委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** はい。分かりました。

○**小倉尚裕委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 旧浅虫小学校が解体されると伺いましたが、解体理由と解体後はどうなるのか教えてください。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** 解体理由というか廃校は順次ですね、計画的に利用のないものは解体するという計画を立てておりまして、それが今年度になったということであります。

ちなみに、先日、浅虫町会の方が、解体前の学校に、工藤健議員の紹介で校舎見学会ということも行ったりして、地元の要望には応えておりました。

○**小倉尚裕委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 解体後は。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** 解体後は、これから町内に利活用の応募といひますか、通知してということになります。

○**小倉尚裕委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 棟方志功記念館についてなんですけれども、2029 年度にリニューアルになるということで決まりました。そして現在、昨冬の豪雪で、庭園とか庭木とかの被害がないかというのが、地域の方が心配していたのと、あと、道路に面したガラスのケースが壊れていたという話で、何かガラスは撤去になったけれども、ケースはそのままになっているけれども、それはどうなるのかというのをちょっと聞かれていたので教えてください。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** ガラスのケースの話は、今初めて聞きましたので、ちょっと確認してみたいと思います。

○**小倉尚裕委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 庭木とかは。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** 庭木もちょっと聞いていませんでした。ちょっと確認したいと思います。

○**小倉尚裕委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** あちこちで被害を受けているので、大事な庭園の庭木が折れているかもしれないので確認してほしいです。

2029 年にリニューアルになるということが決定されましたので、国道の看板、案内板は、なんか白紙で目隠しになっているんですけれども、平和公園のところにあるのが相変わらず棟方志功記念館というのと、あと平和公園の看板のところにもあるのがそのままになっているので、一応決定になったので、それも変えたほうがいいと思います。

○**小倉尚裕委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**泉宏明教育委員会事務局教育部長** ちなみに、決定ということではなくて、今年設計して、アスベストの除去と改修に 2 年ぐらいかかるので、2029 年度になるのではないかということが公式な発言であります。

○**小倉尚裕委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** ということは、とにかく、棟方志功記念館でなくなるから、目隠ししたほうがいいと思います。

○**小倉尚裕委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** なければ、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)